

ロッキの初期思想形成について

—一つの覚え書—

中村 恒 矩

1

ジョン・ロッキ (1632—1704) の思想については、一方においてその近代性——またその意味における啓蒙性・革命性——が強調されると共に、他方その二元性ないしは理論的矛盾あるいは妥協性が多くの研究者によって指摘されている。このようなロッキ思想についての研究史の状況を自覺しつつ、ロッキの初期思想形成の一端に社會思想史的照明をあて、彼の思想における問題の所在とその性格を考えてみるのが本稿の目的である。

ロッキは一六五〇年代末から一六六四年にかけて、彼の初期思想を代表するものの一つと考えられる「自然法論」をものしたが、既にこの論稿において經驗論的認識論の基本的構成を自然法認識の問題にかゝわらしめて述べている。即ち彼は一般に

認識の源を *inscriptio, traditio, sensus* に分けた後、前の二つをいづれも認識にとって根源的なものではないとして退け、「もし人が本来與えられている諸能力を適正に用いれば、他の助けをかりないで自分自身だけで認識しうるある種の眞理が存在する」ことを主張する。そしてこの諸能力とは理性と感覺に外ならず、「感覺が理性に個々の知覺對象の觀念を與え又論證の主題をもたらし、他方理性は感覺能力を目標に近づけ、感覺からひき出された事物の觀念を整理し他の觀念を形成し新しい觀念を演繹する」という意味で、これら二つの能力が相互作用する（もとより感覺の基礎性において）ことによって自然法が認識されることが論證される。初期ロッキ思想にかゝわる自然法思想全般の問題はこゝでは措くとして、それでは何故ロッキは自然法をまさにこのような仕方で問わねばならなかったのであろうか？ 自然法を客體的な自然のうちにこそありとし人間の認識活動によって初めて明らかにされるとして、外界を人間の諸能力によって自ら意識のうちに觀念という方法で再構成していこうとする、このような仕方では自然法の認識が追求されたのは何故か？ こゝには解かれねばならぬ多くの問題が含まれている（例えばロッキの思想形成における近代自然哲學的要素）が、本稿では更に問題を限定して自然法の生得性をめぐるロッキの問題意識の形成を中心に、彼の社會意識に留意しながら若干考えてみたい。

さてロッキにとつてはこの自然法の生得性の問題がどのような意識されていたであろうか。彼の社會意識の側から追跡して

いこうとする角度からそれに接近する手懸りを「自然法論」自體の内に求めるならば、第五論文がその期待に應えてくれると思う。ロックはその論文で「自然法は人間の同意によって認識せられうるか。」(An Lex Naturae cognosci potest ex Hominum Consensu?) という問いを出しているが、その冒頭で次のように述べている。

『人民の聲は神の聲。』この原則がいかに不確かでいつわりにもち悪をうみだしたかを、又一般にいかに多くの黨派心と残忍な考えによってこの不吉な諺が投げつけられたかを、我々は極めて不幸な教訓で學んだのである。それ故「神がすべてを混亂せしめて再びカオスにひきもとそうと欲しない限りは」「我々が人々の同意のうちに理性の命令、あるいは自然の命題を求めても無益である。」¹⁰⁾

この「極めて不幸な教訓」が一六四〇年—一六〇年の革命を指すことは明らかであり、又この陳述だけでなくロックが少くとも王政復古當時(一六六〇年)この革命に對して共感を覺えず贊同の意見を表明していないことは、數少い史料によってではあるが、確認される。従って少くとも同意に關するロックの問題意識の一つは革命に對する彼の態度の内から生れてきたことは肯ける。

一方十七世紀イギリスの思想情況一般からすれば同意就中ロックのいう自然¹¹⁾的¹²⁾同意の問題は生得論とは不可分のものである。なぜなら道徳上のあるいは思索上の一定の命題についての人々の迅速なあるいは普遍的な同意が、その生得性を明

らかにするものとされていたからである。¹³⁾

とすればロックの生得性に對する批判が、一つには彼の革命中の體験に媒介された同意の問題に對する態度決定によると考えられないであろうか。がロック自體におけるこの問題意識さらには問題構造の形成はより嚴密に追求されねばならぬであろう。この追求の仕方は一應二つに分けられると思う。一つにはいわゆる「ビュアリタン革命」を推進していったカソリックを除くノン・コンフォミテイの諸教派の著述家・思想家が自然法の生得性と同意の問題さらに一般に宗教・政治問題についてどう考えいかに主張していたかが明らかにされねばならぬ。他方それと對比させる形でロックの自ら *hominum consensus* とよんでいるものが具體的にどのようなものであり、それが彼の思想の内でのどのように消化され體系化されていくかを追求すべきである。これらについて審かに實證することはむしろ今後の課題であるが、それぞれの方向について若干具體化を試みよう。

まず第一についてであるが、例えば當時の代表的ビュアリタン神學者であり、又アーミニアニズムに對しカルヴィニニズムの見解を擁護して著名なアームズ(Ames, William 1576—1633)は自然法について次のように述べている。

「自然権あるいは自然法は通常永久法と呼ばれるものと同じである。がそれは神の永遠性に由來するものであるが故に、神との關係で永久法と呼ばれるものである。またそれは自然の神によって人間の本性に植えつけられ、刻みこまれたものであるが故に、自然法と呼ばれるものである。」¹⁶⁾まず自然法と自然権、

ロックは明確にこの二つを區別して考えている。(17)もとより近代自然法思想は自然権の思想を自己の體系の基礎にくみ入れることによつてまさに近代的たりえたのであるが、ロックにおいてはこの *lex et ius*——彼に従えば前者は「あることを行うのを命じあるいは禁ずる」ことであり、後者は「あることを行う自由」に存する——の區別、しかも前者があつての後者という意味における區別は後年に至るまで變らない。(しかしロックの初期思想においては後年にくらべてアクセントのおき方は非常に異つており、「自然法論」においては人間の自然権については積極的發言がなされていない。)

さらに注意すべきは自然法と自然権を同一視してその生得性を擁護する立場から具體的・政治的自己主張がなされる時、それらの主張が「我々の生得的諸權利であると宣言」されることは、革命中の「人民同意」(The Agreement of the People)の例にもみられるところである。(20)即ち同意の合法性が人々の「本來すべて平等にかつ同様にもつてゐる權力と尊嚴さ」という意味における自然権 || 自然法の生得性にその基礎をおいてゐるのである。

第二についてはロックは第五論文中で「人々の同意」を實定的(positivus)と自然的(naturalis)に分けて論じているので、私もそれに従つて瞥見しよう。

(a) 實定的同意(22) これは契約(pactum)による同意を指し、これは更に默示の(facitum)契約によるものと明示の(expressum)契約に基づくものとに分けられる。前者の例としては

使者の自由通過・自由通商等が、後者のそれとしては國境線・一定の物質の購入輸入禁止等があげられている。そしてこれらはむしろ人々の共通の利害が動機となつて生れた *ius gentium* と呼ばれるべきで、自然法を何ら明らかにしないといわれる。Et *iuris* は自然法を遵守した結果もたらされるものでこそあれ、その基礎ではないのである。(23)しかし他の箇所でもロックも述べているように、人間社會の存続は神の求めるところであり、その一條件として契約の履行は不可缺である。ところで神の命令に合致しない内容をもつ契約の履行をも神は命ずるのであるか。又彼が論證した理論の當然の歸結としても、自然的諸能力による認識に基いた契約による同意も當然考えられる。かくして契約による同意が神の命令を反映していないとすることは「自然法論」の論理とも矛盾するが、それにも拘らず彼がこれを強く主張している(先に引用した第五論文冒頭の一節における例もむしろこの實定的同意にあたるものであらう)のは、前述の彼の意圖からも察せられるように、契約が自然法に基きそれを表現したものだとするにより、政治社會を契約的性格のものと考えたビュアリタンに反對せんとする意識が強烈にあつたためではなからうか。これがある程度裏書するようにこの時期のロックに大きな影響を及ぼしたといわれるサンダーソン(Sanderson, Robert 1587—1663)も「契約事項が何であらうともそれらは確かに自然法の命令ではないこと」を論じて、ロックと同様な意圖を明白にしている。

従つて一般に生得性の論證に含まれていず、又ロック自身の

論理にも整合しないこの實定的同意の問題は、彼の後の思想の發展に照らしてみると(例えば『悟性論』)、生得性批判のための論證からは消えて後に述べる「自然的同意」だけがそれにくり入れられていくのである。

(b) 自然的同意⁽²⁶⁾ これは「人々が何ら契約に媒介されず自然のある本能 (instinctus quidam naturae) によって達する」同意であって、(i) 慣習あるいは行爲に關するもの、(ii) 意見に關するもの、(iii) 諸原理に關するものに分けられている。これらのうちロックは特に(iii)については最も多くのページを費していわゆる民俗誌的知見に基いて正義・貞淑・憐憫・自己保存・神觀念等を論じ、時間的・空間的にこれらの諸觀念・諸原理の多様性を裏付け、もって自然法がこの同意によっては證しえないことを述べている。これは彼の論證が生得性批判を意圖している限り當然のことである。先にふれた如く、この自然的同意特に(ii)が生得性を主張するための大きな論據になっていたからである。しかし彼が生得性批判の問題性を理論的に明確に志向していたとすれば、同意が第五論文で論じられることはなかったろう。というのは生得性批判はすでに主として第三論文で論じられており、さらに自然法認識に關するロックのポジティブな論證は第四論文をもって完結したとみられるからである。このことはロックの圓熟期の思想における生得性批判の構造を追跡しても明瞭になる。生得性を肯定する人々にとっても否定する人々にとっても同様に基本的觀念であった神觀念を例にとろう。ロックがこの神觀念の生得性を具體的例證をもって否定し

ているのは「自然法論」では第五論文である。彼はこういっている。「例えばブラジルの若干の人々やソルダニア灣の住民達は全く神を認めたり崇めたりしない。」⁽²⁷⁾そしてこの例證は一六七一年の「悟性論」の草稿Bでは生得性批判のうちに組み入れられ、第四節で次のように生かされている。「ソルダニア灣に、ブラジルに、カリブ人の島々に、またその他の地におけるごとく、全種族にわたって神觀念のごときもの見出されない人々が果して存在しないかどうか……」⁽²⁸⁾これは又一六九〇年の「悟性論」本論第一卷第四章第八節の「近年における航海によって、ソルダニア灣に、ブラジルに、ボランディに、カリブ人の島々に、又その他の地において、全種族にわたって神觀念が見出されない人々が發見されなかったであろうか。」に照應する。くり返して述べるようになるが、この際注意すべきは、同一の例證が三つの論文に用いられていることだけではなく、それが何の論證に用いられているかということである。即ち「自然法論」においては一應生得性批判とは區別された同意の問題において引用されているに反し、後の二つの場合は自然的同意が生得性と不可分の關係にあることが自覺されることによつて、生得性批判の、しかもその基本的例證として用いられているのである。この事情をさらに一般的に説明すれば、この自然的同意はロックの思想の成熟につれて實踐上の原則および思索上の原則に關する同意という形にまとめられて、明確に生得性批判のうちに包含され、彼の認識論形成の批判的對象の内に位置を占めることになる。

(1) 例えば著名なロック思想の研究者の一人であるエアロン (Aron, R. I.) は次のように述べている。「彼の著作は十七世紀における最も急進的・進歩的な社會の要素によって形成された前進を、後世に對し確固たるものにした。…彼の述べたことは多くの人々の耳目を完全に捕え、彼の同時代人達にとってまた多くの次世代の人々にとって彼を無視することは不可能にまでなった。十八世紀前半のイギリス人の心を彼の著作は支配し、その影響はアメリカ・フランスにおいても殆んど同様に偉大なものがあつた。」「しかしロックは又同時にそれらに對する批判者でもあつたのだ。彼には彼の思考規準があつた。彼は慎重に改革しようとした。受け入れうることをすべてをロックは受け入れようとしたが、無謀さを拒否した。かゝる方法で先人のなした眞の進歩を最上に守り得たのであつた。」「かくてロックの全研究は批判を通しての「進歩の」固定化 (consolidation through criticism) と考へらるべきである。」(Aron: John Locke, 2nd. ed. 1955, pp. 302—303, 307) のロクロンのいう「批判を通しての」(進歩の)「固定化」が、別の接近角度からすると、二元性・妥協性という形で表現される。このような評價が妥當か否かは別として、方法的にはこれらの問題を思想形成史的に追跡することが不可欠と考へる。

(2) 「初期」としてロックの思想的發展の一時期を區切ることとは學界の定説とはなっていないし、況んやそれを何時

までとするか、またどのような特質を擔つてゐるかにについては確定した所説はない。しかし筆者は本稿で述べるように、王政復古前後の彼の思想にはその意圖と主張においてそれ以降の思想と少なからず異つてゐる諸點を認めるので、彼の思想に「初期」と名付ける一時期を設定する。そしてその限界を假に「自然法論」(Essays on the Law of Nature) の書き上げられた一六六四年におく。因みに傳記的研究の場合にはブーン (Bourne, H. R. F.)、ヘンロンは共に一六六七年で區別してゐるし、克蘭ストン (Cranston, Maurice) はオクスフォード大學講師時代の終り、即ち一六六四年末に一つの區分をおいてゐるが、それ以前の時期を細分化し、又同一時期を違つた觀點から眺めよう。 Cf. Bourne: The Life of John Locke, 2 vols., Lond. 1876, vol. 1, Aaron: op. cit., part 1, Cranston: John Locke, Lond. 1957, pp. 1—80.

(*) エヤン (Yolton, John W.) は「John Locke and the way of Ideas」(O. U. P. 1956) で彼のロックの認識論についての研究の意圖と方法について、およそ次のように述べてゐる。即ち「ロックの同時代人達の心のうちには存在したが、今まで十分評價されなないでゐる……彼の認識論と宗教における新動向との密接な關係」に注目するヨルトンは、ロックの哲學をデカルトに發し、バークリー・ヒューム・カントにつながる近代哲學史の潮流の中に位置づけることには何等の異存も表明してはいないが、「通常無視さ

れあるいは十分に注意が拂われていないもう一つの面がある」ことを指摘する。それはロックの哲學上の仕事が多々しくそれとして始められたのではなくして、ロック自身が語っているように道徳宗教についての討論に關連して生まれたものであるということであり、そこでホルトンは『人間悟性論』の特質の一つはロックが思索を始めた時期の道徳的・宗教的コンテクストに照してみれば、その哲學的理論が當時の道徳・宗教上の論争にほとんど直接的に結びつけられていた點であることは明らかにする」と主張する。従ってホルトンにとって「ロックの認識論の意義は『悟性論』をそれ自身の世紀のコンテクストの中においてのみ把握せられるので」あり、それは「ロックの同時代人達が〔彼の理論に對して〕どのように應答したかを研究し、又それによってこれらの諸理論がその世紀の人々にとっていかなる意味をもっていたかを明らかにしめる」ことにおいて具體化される。(op. cit., pp. vii, viii, ix.) 私が「社會思想的」というとき右の如きホルトンの主張を一例として念頭においているのであるが、彼が我々が到底接しうべからざる豊富な史料を駆使して展開した研究を観ると、我が國でのロック思想研究が右の方法でどこまでなしているであろうかとの疑念も持っている。

(4) この書物は次のフルタイトルをもつて刊行された。又この「自然法論」なる標題は編者ライデンの付したものである。

John Locke: *Essays on the Law of Nature*. The Latin text with a translation, introduction, and notes, together with transcripts of Locke's short hand in his *Journal for 1676*. Ed. by W. von Leyden. (Oxf. 1954) 以下 *Essays* と略す。

なおこの他私がロックの初期思想を考える場合に使用した彼の作品のうち本稿に關係あるものを年代順に列記すると次のごとくである。(なお引用の重複している文献は避けた。)

- (i) 一六五四年クロムウェルの對蘭戰爭講和を祝してオウエン(Owen, R.)の公刊した詩集によせたラテン語の短詩と英語の長詩(これは全文がブリンによって印刷された。Bourne: op. cit., pp. 50—52.)
- (ii) 一六五六年十一月十五日付父親あて書簡・クエイカーに對する彼の態度が示されている。(これは部分的に克蘭ストンによって引用され、又ライデンも極く断片的に引用し、説明を加えている。Cf. Cranston: op. cit., p. 42, Leyden: *The Introduction to Locke's Essays on the Law of Nature*, pp. 16—17.)
- (iii) 「世俗権力は宗教的信仰にかんする非本質事項の運営を命令し決定しうるや否や」(Question: whether the Civil Magistrate may lawfully impose and determine the use of indifferent things in reference to Religious Worship?) これは本文が一六六〇年十二月

十一日までに出來上り、序文は六一年五月八日以降に書かれた。Cf. Leyden: op. cit., p. 23. (これは序文の極く一部がキントウイデントウ本文のうちのインロキシンモン部分で、その部分に於いて、又本文の一部がクラナムスタンに於いて、それと別田副とされた。King, P.: 'The Life and Letters of John Locke, with Extracts from his Journals and Commonplace Books, 1 vol. 3rd ed. 8 vol. Lond. 1858, pp. 7-8. Gough, J. W.: John Locke's Political Philosophy, Eight Studies, Oxf. 1950, pp. 179-180, Cranston: op. cit., p. 60.

(iv) 「世俗權力は宗教的信仰に關する非本質事項を採り上げ、人民に命づくるか。しかし。」(An Magistratus Civilis possit res adiaphoras in divini cultus ritus asciscere, eosque populo imponere? Affirmatur) これは一六六〇年秋以降に執筆されたがその時期は未だ明確にされず、六〇〜六一年とも六一〜六二年とも考えられ得る。Cf. Leyden op. cit., p. 24. (これは原文は全くみられず、唯ライデン、ガフ、クラナムスタンの説明に於けるだけである。Leyden: op. cit., pp. 27-29, Gough: op. cit., pp. 181-182, Cranston: op. cit., p. 63.)
 この他「ローマ共和国考」(Reflections upon the Roman Commonwealth) が従来ロッキンの一六六〇年の作だとされていた(ブーン、カフ)が、最近の研究ではロッキンの著作ではないことが明らかになった。(ラ

イデン、クラナムスタン)この作品が彼のものであるか否かは初期ロッキンの思想を考える上で極めて重要である。Cf. Bourne: op. cit., p. 147, Gough: op. cit., pp. 183-184, Leyden: op. cit., pp. 22, n. 2 Cranston op. cit., p. 59.

(5) Essays, p. 122.

(6) Essays, p. 146.

(7) Cf. fourth essay 特に留意すべきはその論證が方法的思考規則に従って二つの前提をあげておこなうことである。

(8) ロックが既にオクスフォード大學在學中醫學に興味をもち、あるいは化學の實驗を行ない、ボイル(Boyle, R.)を初め「インヴァイジブル・カレッヂ」のメンバーと交友關係にあつたこと等、若いロックが近代自然哲學の知識を廣く持つていたことは理解される。(Cf. Leyden: op. cit., p. 16, Aaron op. cit., pp. 12-14.) なおこのような彼の自然哲學の知識が社會哲學にどのようにして生かされたかについては本稿第二節参照。

(9) 十七世紀の哲學においては、恣意的なものと區別された客觀的・普遍的な諸原理あるいは規範としての「自然」概念が廣く存在し、それが又自然法概念の中核をなしてゐた。又多くの場合その自然法は人間にとって生得的なものとされてゐた。Cf. Gibson, J.: Locke's Theory of Knowledge and its Historical Relations, Camb. 1917, pp.

29—30.

- (9) *Essays*, p. 160.
- (11) *Cf. Essays'* p. 161, n. 2.
- (12) 註(4)の(i)(ii)(iii)を参照。多少機械的に表現すれば、(i)は精神の平穩・社會の平和への希望を、(ii)は熱狂に對する嫌惡を、(iii)はいわばそれらの結果としての絶對主義的な政治ニ宗教論を示す。
- (13) *Cf. Yolton: op. cit.*, II *The Doctrine of Innate Knowledge*, esp. p. 29. 又ロッキン自身も「人間悟性論」で一般的同意が生得論の大きな論據になつてゐることを述べらる。(Essay, Bk. I, ch. II, §2, *The Works of John Locke*, 9 vol., 1794, vol. 1, pp. 13—14.)
- (14) 十七世紀中葉から十八世紀初頭にかけてのイギリスにおける宗教思想の發展については次の書物が優れた説明を與えてくれる。又アーミニアニズムとカルヴァニズムの闘争については同書の序章・第二章参照。Cragg, G. R.: *From Puritanism to the Age of Reason*, Camb. 1950.
- (15) *Cf. the Dictionary of National Biography*, vol. 1, pp. 355—357.
- (9) *Puritanism and Liberty*, selected & edited with an Introduction by A. S. P. Woodhouse, Lond. 1950, p. 187. なおこの書物に收められてゐるのはアームスの「De Conscientia, ejus Jure et Casibus' (1632) の部分的な英譯である。
- (17) *cf. Essays*, p. 110. これはホッブスの明確な定義を踏襲したものと考へられる。*Cf. loc. cit.*, n. 1 & Hobbes: *Leviathan*, pt. 1, ch. 14. (水田洋譯岩波文庫版(二〇八—二〇九頁))
- (18) 自然權と自然法を區分した箇所を除けば、人間の自然權について語つてゐる處は一つもない。(神の自然權・創造權については數個所でふれてゐる。)しかし「統治論」においては自然狀態の説明の中で「自然の法の罅を越えない限りでは、他のなんびとも許可を求めず、あるいは、他のなんびとの意志にも左右されず、自分の考え一つでよしとしたところにしたがつて、自分の行動を營み、また右にしたがつて自分の資産と身柄とを處理する」という完全な自由の狀態である。それはまた平等の狀態でもある。すなわち、この狀態では權力と司法權とは、誰もがこれが互いに相手の上にならう。」としてゐる。(Two Treatises of Government, Bk. II, ch. II, §4 鈴木秀勇譯五三頁) 唯こゝで注意すべきはロッキンの自然狀態が飽までも自然法の狀態であつて、自然權のそれではなうということである。なお同様な區別をしながら、ロッキンとホッブスの自然狀態がいかに異なるかについては太田可夫「イギリス社會哲學の成立」(弘文堂一九四八年)一五〇—一五一頁参照。
- (19) 第一次「人民同意」の結語の部分にみえる表現である。(Cf. *Puritanism and Liberty*, p. 445.)
- (20) この「人民同意」は近代成憲法の素型として普く知

- られてゐる。そこには人民主権理論がうち出され、人民の諸権利・諸自由がいくつかの缺陷を含みながらも規定されている。なお「人民同意」には一六四七年十月(第一次)、一六四八年十二月(第二次)、一六四九年一月にそれぞれ發表ないしは提出された三種のものがあり、思想的な差は殆んどみられなから、第三番目のものが最も詳細な規定を含んでゐる。Cf. Puritanism and Liberty, pp. 443—445, pp. 356—364, pp. 367—369, Gardiner, S. R.: 'The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625—1660, Oxf. 1889, 3rd ed. 1906. pp. 359—371. Woodhouse's Introduction to 'Puritanism and Liberty' esp. pp. 70—78, 星田輝夫「人民同意」("The Agreement of the People")に就て——近代民主主義に關する一史料と「ト——」(西洋史學一—九四八年所收)
- (21) Puritanism and Liberty, p. 317.
- (22) Cf. Essays, pp. 160, 162.
- (23) Cf. eighth essay.
- (24) Cf. Essays, pp. 118, 156.
- (25) Leyden, op. cit., pp. 33—34.
- (26) Cf. Essays, pp. 164—178.
- (27) ロックが用いた論據のうち近代の旅行記と考えられるものは次の著作である。
- Adam Olearius, The Voyages and Travels of the Ambassadors sent by Frederick Duke of Holstein to

- the Great Duke of Muscovy, and the King of Persia (1633—39), & C.: whereto are added The Travels of John Albert de Mandelslo, & C., into the East-Indies (1638—40). Rendered into English by John Davies, of Kidwelly, Lond. 1662. なまじの書物の英語版に先立って獨・佛・蘭各國語版がもつた。Cf. Essays, p. 172, n. 2.
- (28) Essays, p. 174.
- (29) ロックは「人間悟性論」の二つの草稿を一六七一年の夏、および同年の秋あまづは冬に書つており、これらは通常草稿として呼ばれ、それぞれ次の形に印刷されてゐる。
- 草稿 A An Early Draft of Locke's Essay, together with Excerpts from his Journals. Ed. by R. I. Aaron and J. Gibb. Oxf. 1936. 草稿 B An Essay concerning the Understanding. Knowledge, Opinion and Assent. Ed. with an introduction by B. Rand. Camb., Harvard V. P. 1931.
- (30) Rand (ed.): op. cit., p. 22.
- (31) The works, vol. 1, p. 57.

さて先に述べたロックのイギリス革命に對する態度が一般的に「空位期の熱狂的行き過ぎに對する嫌惡」として表現されるに對して、この心情がどのように知的に反省され、思想の次元

においていかなる問題展開を行ったのかという疑問は残る。これについて例えば克蘭ストゥンは王黨派ないしはアカデミックな哲學者の誤りとしては傳統への固執、又ビュアリタンや非國教徒の誤りとしては熱狂即ち眞理の基礎として感情的な確信を據り所にする事、以上二つの過誤をロックは騒然たる歴史への反省から認め、傳統に代えるに經驗を、熱狂に代えるに理性をもつてした、とする見解を提起している。この克蘭ストゥンの所説は從來の見解を一步前進せしめたものとして注目されるが、その當否はともかくロックにとつての問題状況は少くともよりコンパクトな形で展開していたようである。前節でおよそのオリエンテイションを行った問題もこのことを示すと考えられる。即ち克蘭ストゥンが傳統に代えるに經驗をと述べた場合スコラの傳統を斷ち切る意味での近代自然哲學的自然觀およびその經驗的方法を念頭においているようである。確かにロックの思想形成における經驗論的要素と近代自然哲學との関連に注目した場合そう考えられるのであるが、一般的に自然科學の論理なり方法なりが人文科學ないしは社會科學のそれらとして用いられるには、人文・社會科學それ自體としての問題状況がまさにそうなるように展開しておらねばならない。そこでロックの場合にも彼の近代自然哲學的知識がまことに深いものであったにせよ、それが人間あるいは人間社會についての思考に生かされるためには、ロックのそれらについての問題意識にそれを要請するものがなければならなかったわけである。筆者はこれこそ彼のイギリス革命に對する姿勢ではなかったかかと

考えるのである。そしてこの姿勢は彼の心情が *tranquillitas animi* を志向している意味で、熱狂に對する理性という表現もあり得よう。しかしこの彼の理性的態度は、單に抽象的なそれではなく具體化されていく。前節において若干の方向づけを行った同意の問題にもみられる通り、ロックはそこにおいて近代的權利意識を鋭く含むが神祕的なあるいはエモーションナルな訴えに終始しているビュアリタンの主張を経験論的論理と方法に基いて批判することによって、理性的態度を具體化するのである。即ちこの次元において始めて自然哲學的要素が宗教、道徳、政治、社會問題に生かされるのである。

さてこのようにして一般的には革命中の體驗、特殊的にはビュアリタンの政治的・社會的主張を批判する過程にも媒介されつゝロックの初期思想特に生得性批判論が形成せられてきたと考えられるのであつてこの問題意識が強烈なためか彼の初期思想においては理論的不整合あるいは未整理が顯著である。また逆にその不整合・未整理がその問題意識のあり方を示唆しているともいえよう。

ところでロックの生得性批判がこのような立ち現われ方をしたとするならば、それはロックの生得性批判全體に對してどのような意味を持つであろうか。最後にこれについて一言して本稿を結びたい。

クレッグ (Craig, G. R.) にしても、ヨルトン (Yolton, J. W.) にしても、ロックの生得性批判の革命的意義を強調している。ヨルトンはロックの同時代人達によってなされた生得論の

展開——その素朴な形態とその修正された形態——の説明に關連して、この説の社會的機能を「いずれの場合においてもそれ〔生得説〕に訴えることによって、當時の社會に現存していた諸價値を擁護せんとした。」と述べている。確かにこのように機能していた生得論を批判したという意味での革新性を「人間悟性論」は擔いうるであろう。しかし前述のロックの初期思想における生得性に關する問題意識の形成狀況よりすれば、これについて些か付言せられねばならぬであろう。即ち王政復古前後のロック思想については、既存の社會的諸價値を守ろうとし、新しいそれらを批判せんとしたのはむしろロックの方であったといえる。たゞし彼はそれを新しい基盤と方法に則つてそうしたのである。多少飛躍した表現とはなるが、ピュアリタニズの自然概念が傳統を斷ち切ることに用いられ、人民の自然權の主張に向かわしめたとすれば、初期ロックのそれは自然を経験化することによって、傳統への新しい仕方での復歸を企てたともいえよう。⁽⁶⁾

しかしこのような「絶対主義的」といわれている⁽⁷⁾ロックの初期思想の性格は、王政復古後いくばくも經ずして急速な變化をみせ、圓熟期の彼の全思想にみられるいわゆる Lockian tone⁽⁸⁾が明白にあらわれてくる。が「人間悟性論」・「統治論」・「宗教的寛容に關する書簡」を書いたロックが、若い時期に「自然法論」・「世俗權力論」をも書いたということは、これらの啓蒙思想の代表的著作にも影を落している。即ちこれが彼の思想の二元性・妥協性・曖昧さと屢々いわれるものの一因ではなからう

か。

(1) Gough: op. cit., pp. 177—178.

(2) Cranston: op. cit., pp. 40—42.

(3) その地平が深く、神と人間に關する諸問題に主要な注意が拂われ、自然は比較的無視されていた中世哲學に對し、實験・觀察に基礎をおいて合理的に思惟する近代自然哲學の成熟に伴つて、哲學がその視野にそのような自然を包含するようになる、これが哲學の近代化であることは齊しく認められる處である。従つて「宗教が心の内の問題、つまり私的で個人的な人間と神に終始することを止めた時」とヨルトンは述べている「人間は神を自然の内に見出し始めた。宗教ははん雜なものでなくなり、より開放的なものになり、又より理性的なものになった。もし神が自然の内に彼自身をおいているとしたら、彼の法と命令が心の内に書きこまるべき必要がどこにあるか。」(op. cit., pp. 45—46) この意味で近代自然哲學の自然觀がスコラの傳統を斷ち切ったことは肯ける。 Cf. Clark, G. N.: The Seventeenth Century pp. 252—269.

(4) これら二人の研究者はその主要な注意を、それぞれ些か異つた意味においてではあるが、宗教に對する分野に拂っている。クレツグの評価をまとめれば、およそ次のようになる。

「十七世紀を通じて宗教についての主要な著作家は、神が人間の心にある拭い去ることの出来ない眞理を刻みつ

け、これらの觀念のうちで神それ自身の存在の確實性が最も明白かつ重要なものである、という確信を持ち続け、「この意味で生得性の理論が宗教・道徳の切實な課題として登場していたのであった。従つて「宗教における理性の重要性を確認する」だけでなく、「理性の働きを明らかにし、それを必要かつ不可避なもののごとくならしめた」ロックが「そのすさまじさを現在の我々が再び適切に意識することが困難なほど、生得性の批判を通じて當時の人々の道徳的・宗教的な考え方に及ぼした影響は大きい。(Craig op. cit., pp. 115—116, 117.)

(5) op. cit., p. 39.

(6) ダントレーヴも一般的に「自然」概念の二面性、即ち「慣習」に對立するものとしての「自然」、「第一の慣習」にはかならず「自然」を指摘してゐる。(Cf. D'Entreves, A. P.: *Natural Law, An Introduction to Legal Philosophy*, Lond. 1951. 久保正幡譯七頁)

(7) この當時のロックの「絶対主義的」傾向を端的に示すものとして屢々引用せられるのは本稿第一節註(4)の(iii)

にあげた英文の「世俗權力論」である。Cf. Gough: op. cit., pp. 179—180. Cranston: op. cit., ch. 5 *Early Politics*.

(8) この明確な表現は一六六七年の「宗教的寛容に關するエッセイ」(An Essay concerning Toleration) にみられる。これは客觀的には復古したチャールズ2世の政府がロックの期待に反して、急速に反動化していく——その政策的表現が六一年から六二年にかけて施行された「クラランデン法典」である——社會的現實に照應するものであるが、この寛容論(宗教論||政治論)を軸としたロックの思想の發展を主體的に明確に跡づけられていないのが現状である。(一六六一年と記されたロックの備忘録に「僧權」・「教會」の二つの記載事項があり、これが彼の寛容論の基本線を示しているため、この變化をこの年におこうとする説もある。Cf. Gough: op. cit., pp. 184—186. 鈴木秀男「王政復古とジョン・ロックの信教自由論」歴史教育一九五六年第十二號所收)

(一橋大學大學院學生)